

目 次

規 則

- 秋田市温泉法施行細則等の一部を改正する規則（第32号）… 2
- 秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（第33号）
…………… 2
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則（第34号）…………… 2
- 秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則（第35号）…………… 2
- 秋田市消防立入検査証規則の一部を改正する規則（第36号）
…………… 2

議 会 訓 令

- 秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令（第1号）…… 3

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第4号）
…………… 3

告 示

- 出納員等への委任等について（第161号）…………… 3
- 現金取扱員への再委任について（第162号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第163号）…………… 4
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第164号）…………… 4
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第165号）… 4
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第166号）…………… 5
- 生活保護法による施術者の指定について（第167号）…………… 5
- 差押解除通知書の公示送達について（第168号）…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第169号）…………… 5
- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第170号）…………… 6
- 納税通知書の公示送達について（第171号）…………… 6
- 公売通知書の公示送達について（第172号）…………… 6
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第173号）…………… 6
- 公売通知書の公示送達について（第174号）…………… 6
- 市税督促状の公示送達について（第175号）…………… 6
- 放置自転車等の撤去および保管について（第176号）…………… 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消について（第177号）…………… 7

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第178号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 7

選 管 告 示

- 平成20年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第41号）…………… 7

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第11号）…………… 7
- 平成20年1月18日から平成20年7月22日までに開催した秋田市農業委員会総会の議事録の縦覧について（第12号）…………… 7

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の指定について（第56号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第57号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第58号）…………… 8
- 指定排水設備工事業者の指定について（第59号）…………… 8
- 指定給水装置工事業者の指定について（第60号）…………… 8

公 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 一般競争入札の執行について……………10
- 差押財産の公売について……………10
- 入札参加希望者の公募について……………11
- 自転車等の撤去および保管について……………12
- 開発行為に関する工事の完了について……………12
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の定期予防接種について……………12
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の定期予防接種について……………12
- 土地区画整理事業の施行の認可について……………12
- 入札参加希望者の公募について……………13
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 農用地利用集積計画の策定について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………14

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………15
- 入札参加希望者の公募について……………16

- 入札参加資格の申請の受け付けについて……………17
○平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…19
○入札参加希望者の公募について……………19
○入札参加希望者の公募について……………20

規 則

秋田市温泉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第32号

秋田市温泉法施行細則等の一部を改正する規則
(秋田市温泉法施行細則等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「又は寄附行為」を削る。

- (1) 秋田市温泉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 3 号）第 2 条第 3 号
 - (2) 秋田市興行場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第13号）第 2 条第 2 項第 5 号および第 5 条第 2 項
 - (3) 秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 9 年秋田市規則第17号）第 2 条第 2 項第 8 号
 - (4) 秋田市と畜場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第20号）第 2 条第 1 項第 4 号
 - (5) 秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則（平成 9 年秋田市規則第31号）第 3 条第 1 号
- (秋田市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 2 条 秋田市屋外広告物条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第 62号）の一部を次のように改正する。

第22条中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された」を「一般社団法人又は一般財団法人である」に改める。

(秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 秋田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成12年秋田市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号中「公益法人」を「公益財団法人」に、「寄附行為」を「定款」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「公益法人」を「公益財団法人」に改める。

様式第 1 号の（裏面）中「公益法人」を「公益財団法人」に、「寄附行為」を「定款」に改める。

様式第 3 号の（裏面）中「公益法人」を「公益財団法人」に改める。

(秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号および様式第 1 号中「、寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第33号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「公衆浴場の衛生措置基準等に関する条例」を「公衆浴場法施行条例」に改める。

第 3 条中「の各号」を削り、同条第 3 号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第34号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成 5 年秋田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 3 項第 5 号中「又は寄附行為」を削り、同項第 7 号中「および海洋投入処分」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。ただし、第27条第 3 項第 7 号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第35号

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号および様式第 3 号中「第 4 項まで」の次に「および第 7 項」を加え、「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に、「および同法第 6 条第 8 項」を「ならびに同法第 6 条第 9 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

秋田市消防立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第36号

秋田市消防立入検査証規則の一部を改正する規則

秋田市消防立入検査証規則（平成16年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法」の次に「第16条の3の2第3項、」を加える。
別記様式の（裏面）中「第4条」の次に「、第16条の3の2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第1号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8 月28日

秋田市議会議長 加 賀 谷 正 美

秋田市議会図書室規程の一部を改正する訓令

秋田市議会図書室規程（昭和25年設定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

第2条第1号中「第100条第15項」を「第100条第16項」に改め、
同条第2号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年 9 月1日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第4号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 8 月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（夜間作業に係る代休）

第23条 所属長は、夜間作業を命じた場合には、当該夜間作業終了日（休日を除く。）の正規の勤務時間のうち1日又は半日を、当該夜間作業時間に代わる時間（以下「夜間作業代休」という。）として指定することができる。

2 前項の規定により夜間作業代休を指定された職員は、当該夜間作業代休には、特に勤務を命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても全勤務時間又は4時間について勤務することを要しない。

3 夜間作業代休は、秋田市公営企業職員の給与に関する条例第16条第1項に規定するその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合に該当しないものとする。

附 則

この訓令は、公布日から施行する。

告 示

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年 8 月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
黒 沢 光 伸	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。土崎ポートハイクの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現 金 取 扱 員	委 任 事 務
黒 沢 光 伸	石 川 祐 子	川口保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	加賀谷節子	川口保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	飯塚 春美	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	後藤 節子	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	田 山 恵 子	土崎保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	遠藤 洋子	保戸野保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐々木勢紀子	保戸野保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊東美樹子	手形第一保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐藤 圭子	手形第一保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	田仲あつ子	川尻保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	筒井由起子	川尻保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	佐藤 光子	牛島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	伊藤由紀代	牛島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒 沢 光 伸	川口千加子	港北保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務

黒沢 光伸	津田 徹	港北保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	片倉 倫子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	佐々木牧子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	宮崎まち子	泉保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	三浦 厚子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	組谷 節子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	三浦美恵子	寺内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	泉 清子	河辺中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	豊島りり子	河辺中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	菊地 久子	岩見三内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	佐藤 陽子	岩見三内保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	藤田 静子	戸島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	土田 芳子	戸島保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	小野寺輝子	新波保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	横田 孝子	新波保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	組谷 良子	川添保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	佐藤みき子	川添保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	伊藤フミ子	雄和中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
黒沢 光伸	工藤 美嘉	雄和中央保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
加賀谷 誠	鴨田 梢	八橋運動公園内の施設および 附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第163号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居

所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

- 1 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 津 下 哲 也
- 2 秋田市大町二丁目3番27号
株式会社 秋田大町ニューシター
代表取締役社長 辻 良 之
- 3 秋田市中通四丁目1番5号
株式会社ヤマハミュージック東北秋田店
店長 佐々木 潔
- 4 秋田市中通二丁目1番32号
株式会社河合楽器製作所秋田店
店長 米 塚 二 男
- 5 秋田市南通築地3番5号
株式会社ドック
代表取締役 武 田 勝 男
- 6 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
イオンモール株式会社秋田SC
ゼネラルマネージャー 佐々木 真 人

秋田市告示第165号

平成20年 7 月28日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

平成20年 8 月 4 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化選奨

いし かわ ご 朗
石 川 悟 郎

文芸の研鑽に努め、書籍「蒼の紋様」を出版し、詩の魅力を伝えるなど本市文化の発展に貢献した。

とよ しま き り こ
豊 島 季 里 子

舞踊の研鑽に努め、モダンダンス「Shi Ma U Ta（しまうた）」を発表し、洋舞の魅力を伝えるなど本市文化の発展に貢献した。

秋 田 県 歌 人 懇 話 会

秋田の短歌研究に努め、書籍「新秋田県短歌史」を発表し、秋田の短歌の歩みをまとめるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 8 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
やさしい手秋田 ポートセンター	秋田市将軍野東一丁目7 番30号	平成20年 7月1日
ハッピー秋田南・ 居宅介護支援事業 所	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成20年 7月1日
ハッピー秋田南・ ヘルパーステーショ ン	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成20年 7月1日
ハッピー秋田中央・ ヘルパーステーショ ン	秋田市八橋大畑二丁目1 番2号	平成20年 7月1日
老 人 保 健 施 設 な ぎ さ	秋田市土崎港中央四丁目 4番23号	平成20年 7月1日
ショ ー ト ス テ イ な ぎ さ	秋田市土崎港中央四丁目 4番23号	平成20年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ハッピー秋田南・ 居宅介護支援事業 所	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成20年 6月30日
ハッピー秋田南・ ヘルパーステーショ ン	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成20年 6月30日
ハッピー秋田中央・ ヘルパーステーショ ン	秋田市八橋大畑二丁目1 番2号	平成20年 6月30日

秋田市告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 8 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
和田 鍼灸 治療院	秋田市新屋船場町4番44 号	平成20年 7月3日

マッサージふれあい 心のサービス 秋 田 東 店	秋田市横森一丁目16番23 号	平成20年 7月3日
--------------------------------	--------------------	---------------

秋田市告示第168号

次の差押解除通知書は、7月15日に差押解除通知書を配達証明にて送達したが、7月18日にあて所に尋ねなく返戻となったため、送達不可能と判断し、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月 7 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
宮城県石巻市鑄銭場6番6号
株式会社 仙石毛利金融
- 2 送達する書類名
差押解除通知書 1通

秋田市告示第169号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 8 月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 29台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年7月16日から平成20年7月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年8月25日から平成21年2月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第170号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第171号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第172号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
タイ王国
新 名 正 夫
- 2 送達する書類名
公売通知書 1 通

秋田市告示第173号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度介護保険料納入通知書

平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第174号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市大町六丁目 5 番45号
仙北屋大町ハイム№ 2 - 23号
平 田 美紀子
- 2 送達する書類名
公売通知書 1 通

秋田市告示第175号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 8 月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度市税督促状
平成20年度市税督促状

秋田市告示第176号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 8 月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 24台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年 8 月 1 日から平成20年 8 月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年 9 月11日から平成21年 3 月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年 8 月29日
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指 定 年 月 日 および指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成19年 4 月 1 日 第122号	ジャスコ 御所野店薬局	秋田市御所野地蔵田 一丁目 1 番 1 号	ジャスコ株式会社 代表執行役 岡田 元也	平成20年 8 月20日 廃止

秋田市告示第178号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年 8 月29日
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ジャスコ御所野店 薬 局	秋田市御所野地蔵田一丁 目 1 番 1 号	平成20年 9 月 1 日

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成20年 8 月28日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年 8 月21日
秋田市教育委員会
委員長 齊 藤 宣 子

選 管 告 示

秋市選管告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項および第30条の 7 第 1 項の規定に基づき、平成20年 9 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第 2 項および第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成20年 8 月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 期間 平成20年 9 月 3 日から
平成20年 9 月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成20年 8 月19日午後 2 時 河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。
平成20年 8 月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 秋田市寺内蛭根二丁目 7 番17号 佐野斎の農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 外15件

秋田市農委告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年 3 月31日法律第88号）第27条の規定により、平成20年 1 月18日から平成20年 7 月22日までに開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8 月26日
秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 開 催 日 第 1 回 平成20年 1 月18日
第 2 回 平成20年 1 月31日
第 3 回 平成20年 2 月15日
第 4 回 平成20年 3 月19日
第 5 回 平成20年 4 月17日
第 6 回 平成20年 5 月16日
第 7 回 平成20年 6 月17日
第 8 回 平成20年 7 月11日
市長招集 平成20年 7 月22日
- 2 縦覧期間 平成20年 9 月 1 日から平成20年 9 月16日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市農業委員会事務局

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第56号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
フ レ ッ ク ス 株 式 会 社	中川 道夫	秋田市川尻大川町12番 43号

2 指定年月日

平成20年 8 月 6 日

秋田市上下水道局告示第57号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
フ レ ッ ク ス 株 式 会 社	中川 道夫	秋田市川尻大川町12番 43号

2 指定期間

平成20年 8 月 6 日から平成23年 8 月 5 日まで

秋田市上下水道局告示第58号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の指定

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
	X線写真用袋（一般用・大）製造請負業務	市立秋田総合病院放射線科	平成20年10月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

指定工事業者	代表者	所 在 地
藤 岡 工 業	藤岡 四郎	秋田市飯島緑丘町 3 番 4 号

2 指定年月日

平成20年 8 月12日

秋田市上下水道局告示第59号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 1 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 マカベ施設工業	真壁 武義	秋田県男鹿市脇本脇本 字上野79番地 3

2 指定年月日

平成20年 8 月12日

秋田市上下水道局告示第60号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 8 月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 堀 川 開 発	工藤 尚	秋田市新屋島木町 1 番 32号

2 指定年月日

平成20年 8 月22日

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 8 月26日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川元松丘町 4 - 30
市立秋田総合病院 2 階 講堂

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 8 月29日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月15日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受け付け

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月15日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

市立秋田総合病院総務課用度担当

ウ 申込書・入札書・委任状等

市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。

その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月22日(金)午前中に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月15日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院総務課用度担当

- (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書を契約締結時に提出すること。
- (4) 契約書（請書）は、製造請負契約書（請書）となり印紙税が課税される。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
市立秋田総合病院総務課用度担当
電話 018-823-4171（内線2172）

秋田市公告

次のとおり入札を執行しますので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月 6 日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 国民健康保険税滞納管理システム用パーソナルコンピュータ等納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成20年10月31日(金)
- (4) 納入場所 秋田市役所国保年金課

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年 9 月 3 日(水) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所議場棟 1 階 第四委員会室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 契約に関する事項

- (1) 契 約 期 間 契約締結の日から平成25年10月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成20年11月 1 日から平成25年10月31日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市物品入札参加者資格審査要綱第 5 条の規定に基づき、秋田市の物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定による制限を受ける者でないこと。
- (4) 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月21日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））
- イ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
※イについては、入札参加希望者が賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを提出すること。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成20年 8 月 6 日(木)から平成20年 8 月21日(木)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所議場棟 1 階
市民生活部国保年金課収納推進室
- ウ 申込書等
別紙（省略）のとおりに
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 8 月26日(木)に行う。
- 7 質問等について
質問等は、平成20年 8 月21日(木)午後 5 時（厳守）までに、Eメール又はファックスにより、下記のあて先まで、回答先を明らかにして送付すること。これ以外の方法による質問および期限以降の質問は受け付けない。
- 回答は、平成20年 8 月22日(金)午後 5 時までに、すべての質問について、質問者名を除いた上ですべての参加者に送付する。
- 宛先 秋田市市民生活部国保年金課
ファックス 018-866-2279
Eメール ro-ctnh@city.akita.akita.jp
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市市民生活部国保年金課 収納推進室
電話 018-866-2189

秋田市公告

旧秋田市役所職員保養所たつこ荘の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

平成20年 8 月 7 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売物件の表示

- (1) 所 在 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳 2-111
(2) 土地の地目 山林

- (3) 建物の構造 鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺 2 階建
(4) 面 積 土地1,723.56㎡、建物1,136.39㎡
(5) そ の 他 備品一式含む
- 2 入札参加者の資格
地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 入札の場所および日時
(1) 場所 秋田市職員研修棟第 5 研修室（2 階）
(2) 入札 平成20年 8 月22日(金) 午前10時
(入札申込受付は午前 9 時から午前 9 時55分まで)
(3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市総務部人事課
- 5 入札保証金
(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の 5 以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
(1) 郵便による入札は認めないものとする。
(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して 7 日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 8 公売物件の案内日時および場所
(1) 日 時 平成20年 8 月18日(月) 午後 1 時
(2) 集合場所 現地
- 9 その他
敷地の一部（68.90㎡）が生保内財産区からの借地となっているため、落札した場合は借地の手続をすること。

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付するため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 8 月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおりに
(2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおりに
(3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおりに

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成20年 8 月22日(金)午後 1 時から平成20年 9 月 4 日(木)午後 5 時まで
(2) 入札
平成20年 9 月10日(水)午後 1 時から平成20年 9 月12日(金)午後 零時30分まで
(3) 開札
平成20年 9 月12日(金)午後 零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ

ジ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成20年 9 月12日(金) 午後1 時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1 番1 号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限
平成20年 9 月19日(金) 午後2 時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い
落札価額の5 %とする。
- 13 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札者を公募する。
平成20年 8 月 8 日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名 特定保健指導ASP用ノートパソコン等
納入設置および賃貸借(仕様書(省略)参照)
 - (2) 物品名および数量 ノートパソコン 3 台
モバイル用プリンター 3 台
 - (3) 納入期限 平成20年 8 月29日(金)
 - (4) 納入場所 国保・高齢・介護健診課
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時 平成20年 8 月22日(金) 午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1 番1 号
山王別館1 階保健指導室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契 約 日 入札後に決定する。
 - (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - イ 入札書には、消費税および地方消費税の額に関する課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記入すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

- 3 契約に関する事項
 - (1) 契 約 期 間 契約締結日から平成25年 8 月31日まで
 - (2) 賃貸借期間 平成20年 9 月1 日から平成25年 8 月31日まで
- 4 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 本市の物品業者登録名簿に登録されていること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4 の規定に該当しないこと。
 - (3) 委託業務を遂行するための各種法令に基づく許可を受けている者
 - (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でない者
 - (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (6) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。
 - (7) 過去5 年間に市、県、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)又は他の地方公共団体と種類規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
 - (8) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)。
- 5 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月15日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を秋田市民生活部国保・高齢・介護健診課に提出すること。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1 (省略))
 - イ 営業履歴書(様式2 (省略))
 - ウ 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分に伏せた写しとする。
 - (2) 申込書等の提出
申込書等は持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状(様式自由)を提出することとする。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、平成20年 8 月18日に書面による配布を行う。
 - (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
平成20年 8 月11日(月)から平成20年 8 月15日(金)
午前9 時から午後4 時まで
 - イ 受付場所
秋田市山王一丁目1 番1 号(山王別館1 階)
秋田市民生活部 国保・高齢・介護健診課
 - ウ 申請書用紙
秋田市民生活部 国保・高齢・介護健診課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
 - (2) 提出された入札参加資格申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 8 月19日(火)に行う。

- 7 仕様書の配布に関する事項
- (1) 配布期間 平成20年 8 月11日(月)から平成20年 8 月15日(金)
午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 配布場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 (山王別館 1 階)
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課
健診・保健指導担当
- 8 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課
健診・保健指導担当 電話番号 018-866-8903

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成20年 8 月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- | | |
|------------------|-----|
| 追分駅前自転車等駐車場 | 19台 |
| 上飯島駅自転車等駐車場 | 8 台 |
| 土崎駅前自転車等駐車場 | 34台 |
| 土崎図書館前自転車等駐車場 | 8 台 |
| 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 | 31台 |
| 新屋駅前自転車等駐車場 | 27台 |
| 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 | 1 台 |
| 牛島駅東自転車等駐車場 | 25台 |
| 牛島駅西自転車等駐車場 | 3 台 |
| 秋田駅東自転車等駐車場 | 10台 |
| 秋田駅西地下自転車駐車場 | 5 台 |
| アトリオン広場地下自転車駐車場 | 4 台 |
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年 7 月14日から同年 7 月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号 (秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年 8 月25日から平成21年 2 月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
- 自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 自転車等の処分
- この公告に係る自転車等で、公告後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話 866-2035

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成20年 8 月11日付け秋田市指令第6883号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成20年 8 月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 近 藤 伸 一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋松美町165番121

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該予防接種を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 8 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
苗 村 双 葉	外旭川サテライトクリニック
須 藤 まき子	秋田市外旭川字中谷地46番地
三 浦 進 一	
船 木 公 行	
穂 積 恒	

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の定期予防接種について、表左欄に掲げる医師が当該予防接種を行うことを辞退したので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 8 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種を行うことを辞退した医師の氏名および予防接種を行った主たる場所

接種医師名	予防接種を行った主たる場所
砂 押 浩	酒井小児科医院 秋田市中通四丁目 1 番56号

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成20年 8 月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第六地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市上北手猿田字堤ノ沢、寺ノ沢

- 秋田市上北手古野字台、字脇ノ田の各一部
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野地藏田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日
平成20年 8 月19日
- 5 施行者の名称
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯 田 悟
- 6 事業施行期間
平成20年 8 月19日から平成23年 3 月31日まで
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 8 公告の方法
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

秋田市公告

秋田市立の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第2号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に関する事項
- (1) 入 札 名 「みるかネット・イベント通信」第2号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第2号
- (3) 予定価格(税抜) ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 租税に滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/6とし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第2号(A4版・三つ折、紙質:マットコート90kg)のカラー面中央三つ折下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 25,000部
- (4) 配付対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載期間 平成20年10月初旬から平成21年3月末まで
- (6) 広告の内容等
- ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
- イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 日時 平成20年 9 月11日(木) 午前11時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。

(4) 契約日 平成20年 9 月18日(木)(予定)

(5) 契約金額(広告料)の支払

広告料は、平成20年 9 月24日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成20年 9 月 5 日(金)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書…(様式1(省略))

イ 営業経歴書…(様式2(省略))

ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ 納税証明書 ※写し可

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済みのお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月25日(月)から平成20年 9 月 5 日(金)までの平日 午前9時から午後5時まで(土日は受け付けませんのでご注意ください。)

イ 受付場所

秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙

秋田市教育委員会文化振興室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 9 月 8 日(月)に行う。
- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会文化振興室振興担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名
環境修繕第25号 リサイクルプラザ供給コンベアほかインバーター交換修理
- (2) 仕様
別紙「リサイクルプラザ供給コンベアほかインバーター交換修理仕様書（省略）」のとおり
- (3) 施行場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成20年 9 月17日(水) 午後 1 時30分
- (2) 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部 2 階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- エ 入札行為の委任
代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。
- 3 契約に関する事項
契約期間は、契約締結の日から平成20年11月30日までとする。
- 4 入札参加要件に関する事項
- (1) 秋田市内に本店又は支店等を有していること。
- (2) 作業者が電気工事士の資格を有しているなど、本業務の遂行が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 9 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））
- イ 作業者が電気工事士の資格を有していることが分かるもの（写しは可）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成20年 8 月22日(金)から平成20年 9 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所
秋田市環境部 環境総務課 庶務担当
- ウ 申込書用紙等については、秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年 9 月 10日(水)までに行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 設計書および仕様書は、(2)に示す場所で平成20年 8 月22日(金)から平成20年 9 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで閲覧、貸出しするほか、秋田市ホームページでも公開する。
- (2) 閲覧・貸出場所
秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
T E L 018-863-6633

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第 5 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年 8 月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成20年 8 月26日から同年 9 月12日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

委 託 名	委 託 課 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
史跡秋田城跡水洗トイレ展示用須恵器甕・曲物柄杓製作業務委託	秋田市寺内鶴ノ木地内	着手日から75日間	①国指定史跡において、遺物の屋外展示用レプリカの製作・据付等の実績があること。 ②租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 秋田市指名停止措置要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成20年 9 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 対象委託品と同規模以上の業務委託の実績調書（様式 2（省略））（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）

ウ 納税証明書

（ア）消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

（イ）所在地に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

（ウ）所在地に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資産税・個人市民税は、平成19年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月29日(金)から平成20年 9 月 5 日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市寺内焼山 9 番 6 号

秋田城跡調査事務所

ウ 申請用紙

秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成20年 9 月18日(休) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市寺内焼山 9 番 6 号
秋田城跡調査事務所

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成20年 9 月26日(金)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年 9 月11日(休)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成20年 8 月29日(金)から 9 月17日(休)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時とする。

(2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山 9 番 6 号
秋田城跡調査事務所

6 その他

(1) 申込書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市寺内焼山 9 番 6 号 秋田城跡調査事務所

電話 018-845-1837

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第21号 雄物大橋専用橋高欄補修	新屋町字三ツ小屋地先	平成21年 2 月13日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①一般土木工事 A 級から C 1 級 ②橋梁防護柵の設置工事又は取替工事等の施工実績があること (元請・下請は問わない。) (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事 A 級から C 1 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般土木工事の A 級・B 級・C 1 級のいずれかに等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

エ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 8 月26日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 8 月28日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月19日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式 1 (省略))

イ 施工実績調書(別記様式 2 (省略))

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式 3 (省略))(資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月19日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月22日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月25日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第118号 配水幹線老朽度調査診断業務委託	手形山系幹線 (東通七丁目7番地先) 他5箇所	平成21年 2 月27日	次の①～②の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務上水道および工業用水道部門に登録されていること。 ②過去に、配水管老朽度調査診断業務(管体調査業務等)の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

ウ 発注業種における資格を有する者を管理技術者(仕様書等に定めがある場合には照査技術者を含む。)として配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 8 月26日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 3 階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年 8 月28日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 8 月19日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(様式中「工事」を「業務」と読み替える。(省略)(資格者証の写しを添付))

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月19日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 8 月22日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年 8 月 1 日(金)から平成20年 8 月25日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成20年 8 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 本工事は共同企業体による工事である。

(2) 工 事 番 号 下管渠 第26号

(3) 工 事 名 公共下水道保戸野幹線築造工事

(4) 工 事 場 所 高陽青柳町地内ほか

(5) 工 事 概 要 管きょ工(推進)

- 推進工法用鉄筋コンクリート管
(φ1650) L=747.26m
マンホール工
組立マンホール工 1箇所
付帯工 1式
- (6) 工 事 期 限 平成21年 3 月31日(火)
(7) 予 定 価 格 366,114,000円 (消費税別)
(8) 開札予定期日 平成20年 9 月17日(水)
(9) 契約予定期日 平成20年 9 月22日(月)
(10) 注 意 事 項

ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1 回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者 2 社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。かつ、その申請が有効期間満了日を経過していないこと。

イ 特定建設業の許可 (土木工事業) を有すること。

ウ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23の規定による経営事項審査 (直近の審査結果通知書) の土木一式工事の総合評定値 (P) が1,200点以上であること。

エ 中大口径推進工法 (内径800mm以上のものに限る。) による公共下水道築造工事の元請けの実績があること。

オ 秋田市内に営業所 (建設業法第 3 条第 1 項に規定するもの) を有すること。

カ 土木工事業の許可を有しての営業年数が 6 年以上であること。

キ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

ク 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事の A 級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が 850 点以上であること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において 1 級に該当する技術者が 3 人以上いること。

ウ 特定建設業の許可 (土木工事業) を有すること。

エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が 6 年以上あること。

オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成20年 9 月 1 日(月)までに、次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。) を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式 1 (省略)) (代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。)

イ 特定建設工事共同企業体協定書 (様式 2 (省略)) の写し

ウ 施工実績調書 (共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式 3 (省略))

エ 配置予定技術者調書 (共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式 4 (省略))

オ 誓約書 (様式 5 (省略))

(2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。

ア BizLink電子認証サービス D タイプ電子証明書利用申請書 (J V)

イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本 (発行日から 3 か月以内のもの)

ウ 委任状 (代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る。)

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成20年 8 月19日(火)から平成20年 9 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3 の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ (http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html) から入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 9 月 9 日(火)に電子入札システムを使用して、3 の(1)により届出のあつ

たe-mailアドレスに対して通知する。

- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成20年8月19日(火)から平成20年9月10日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式7,720円（設計書520円、図面7,200円）（税込）（CD-ROM 有 1枚1,000円）
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成20年9月10日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。（無料）
- (8) 閲覧期間 平成20年8月19日(火)から平成20年9月16日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第25号 雄和高区配水場配水管 修繕	秋田市雄和椿川 字山籠地内（雄 和高区配水場内）	平成20年11月28日	・水道施設工事A級 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年9月17日(水) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年9月19日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す

に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年8月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

横森二丁目、手形字山崎、浜田字町ノ下および新屋高美町の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に示した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年9月9日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 3（省略））
（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成20年 8 月29日(金)から平成20年 9 月 9 日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第24号 大平台ポンプ場記録計 交換修理	秋田市大平台一 丁目32- 2 地内	平成20年12月 1 日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事 A 級又は B 級 ②秋田県内の水道施設（浄水場・配水場他）又は秋田県内の下水道施設（終末処理場・ポンプ場他）で、計装設備工事の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事 A 級又は B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事の A 級又は B 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年 9 月17日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 3 階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年 9 月19日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 9 月12日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成20年 8 月29日(金)から平成20年 9 月16日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 8 月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 9 月 9 日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式 1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式 2（省略））
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式 3（省略））
（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 8 月29日(金)から平成20年 9 月 9 日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 9 月12日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年 8 月29日(金)から平成20年 9 月16日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

